

(仮称) 松阪市食品ロス削減推進条例骨子(案)パブリックコメント募集に対する結果と本市の考え方について

【募集期間】令和7年12月11日(木)～令和8年1月15日(木)

【意見件数】4件

【回答】

番号	該当箇所	ご意見等	市の考え方
1	P.1 3. 定義	「食品ロス」を「食品ロスの削減」に置き換えてはどうか。 条例骨子案中に「食品ロスの削減」の表示が多いのと、条例名称になっておりストレートに理解しやすいのではないかと。	ご意見ありがとうございます。 「食品ロス」の定義については、松阪市市民意識調査(令和7年度)において、「あなたは、現在、まだ食べることができる食品が、生産、製造、流通、販売、消費等の段階で日常的に廃棄されていることを知っていますか。」との質問に約5人に1人が、「あまり知らない」「まったく知らない」等の回答でした。 そのため、市民の皆様には「食品ロス」の定義について改めての説明をする必要があると考えております。
2	P.1～2 4. 市の責務	文頭に主語(市は～)を明示した方が理解しやすいのではないかと。	ご意見ありがとうございます。 主語を明確にし、わかりやすい表現に努めてまいります。
3	P.2 5. 食品関連事業者等の役割	文頭に主語(事業者等は～)を明示した方が理解しやすいのではないかと。	ご意見ありがとうございます。 主語を明確にし、わかりやすい表現に努めてまいります。
4	P.2 6. 市民等の役割	文頭に主語(消費者は～)を明示した方が理解しやすいのではないかと。	ご意見ありがとうございます。 主語を明確にし、わかりやすい表現に努めてまいります。